

平成25年度厚生労働省概算要求の主な新規施策等

～ すべての人々のための社会・生活基盤の構築 ～

< I 未来への投資（子ども・子育て支援の強化） >

（待機児童解消策の推進など保育の充実） 【4,612億円】

- 保育所などの受入児童数の拡大（約7万人）を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、家庭的保育（保育ママ）（1万人→1.3万人）、延長保育（58.0万人→60.2万人）、休日・夜間保育（休日：10万人→11万人、夜間：224箇所→252箇所）、病児・病後児保育（延べ143.7万人→延べ171.8万人）などを充実

（放課後児童対策の充実） 【317億円】

- 保育の利用者が就学後に引き続き放課後児童クラブが利用できるよう実施箇所数を増（26,310箇所→27,029箇所）

（地域子ども・子育て支援基盤の再生）【重点】 【100億円】

社会保障と税の一体改革による子ども・子育て新制度の施行に向け、地域の子ども・子育て支援機能を新しい形で再生させ、子育てしやすい社会の実現とすべての子どもの育ちを支えるため、以下の取組を推進

①地域子ども・子育て支援事業の機能強化

すべての子ども・子育て家庭に対する地域支援機能の強化を図るため、

- ・ 地域子育て支援拠点事業について、「地域機能強化型」を創設し、①子ども・子育て家庭が多様な事業や制度などの中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの利用者支援を実施するとともに、②世代間交流や地域ボランティアとの協働など地域との支援・協力関係を構築
- ・ 一時預かり事業について、「基幹型施設」を創設し、①休日などの開所や②時間延長を実施

②児童養護施設等の家庭的養護への転換

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中で、より家庭的な環境の下で育成するため、小規模グループケア、グループホーム等の整備を重点的に支援し、児童養護施設等の小規模化・地域分散化を強力に推進

<II 全員参加型社会、ディーセント・ワークの実現>

全員参加型社会の実現

1. 働く「なでしこ」大作戦の推進（女性の活躍促進による経済活性化）

（女性の活躍促進のための営業大作戦の本格実施） 【6.6億円】

- 「女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦」（企業にポジティブ・アクションへの取組を促す直接的な働きかけ）を本格実施しつつ、ポジティブ・アクションの推進に向けた以下の取組を実施
 - ・ポータルサイトにより、企業の女性の活躍状況の「見える化」を促進
 - ・企業の労使で男女の均等度合いを把握してポジティブ・アクションにつなげるためのシステムづくりの支援
 - ・メンターやロールモデルの確保・育成のための企業間のネットワークづくりの支援

（仕事と育児の両立支援策の推進） 【78億円】

- 育児・介護休業法の周知徹底、期間雇用者の育児休業や短時間勤務の取得などの好事例の収集・普及、両立支援に取り組む事業主などへの助成、イクメンプロジェクトの拡充による男性の育児休業取得などを促進

（仕事と介護の両立支援策の推進） 【52百万円】

- 企業向けの両立支援対応策モデルの構築、周知を図るとともに、両立支援制度や両立モデルなどを内容とする労働者向けハンドブックの作成などを実施

2. 「若者雇用戦略」の推進（若者の安定雇用の確保）

（大学などの新卒者・既卒者に対する就職支援の推進） 【106億円】

- 大学内へのジョブサポーター相談窓口の設置・出張相談の強化などにより新卒者・既卒者に対する就職支援を推進

（若者と中小企業とのマッチングの強化（「若者応援企業」宣言の実施））【2.7億円】

- 中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な中小企業による「若者応援企業」宣言を行う仕組みを構築し、若者応援企業を集めた面接会やジョブサポーターによる定着支援を実施

3. 成長分野などの雇用創出の推進

（地域雇用創造総合プログラム） 【重点】 【56億円】

- 良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けた取組を推進するため、次の取組を積極的に支援
 - ・ 製造業などの戦略産業を対象として産業政策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクト
 - ・ 地域資源の調査・分析など雇用創造の取組への準備が必要な地域の雇用創出力強化

（成長分野における積極的な雇用創出・人材育成・就職支援） 【3.8億円】

- 日本の「雇用をつくる」人材（グローバルな視点をもって仕事をして成果を出せる人材、創業・起業や新事業展開を支える人材など）を確保・育成していくために、人材像の明確化、確保・育成の手法の開発などを実施

ディーセント・ワークの実現

<「望ましい働き方ビジョン」の実現に向けて（非正規雇用労働者の雇用の安定・処遇の改善）>

（有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト（仮称）の推進）【58億円】

- 平成24年3月に策定した「望ましい働き方ビジョン」などを踏まえ、非正規雇用の労働者の企業内でのキャリア・アップを総合的に支援

- ・正規雇用転換、人材育成、処遇改善などに向けたガイドライン策定
- ・事業主の取組を促進する包括的な助成措置の創設
- ・ハローワークによる指導援助体制の抜本的な強化 など

(パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進) 【16億円】

○ パートタイム労働法制の整備を行うとともに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保や、正社員への転換を推進

- ・パートタイム労働法制の整備、制度の周知
- ・パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助、助成金による支援
- ・職務分析・職務評価の導入支援、雇用管理改善のモデル事業の実施 など

<Ⅲ 貧困・格差対策の強化（重層的セーフティネットの構築）>

<生活支援戦略（仮称）の着実な実施> 【重点】 【192億円】

一般会計【142億円】

生活困窮者が経済的困窮と社会的孤立から脱却するとともに、親から子への「貧困の連鎖」を防止するため、今年秋を目処に策定する「生活支援戦略」（仮称）に基づき、次の取組を推進

(1) 生活困窮者支援モデル事業

(「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢の構築) 【55億円】

○ 「包括的」かつ「伴走型」の支援を実施する総合相談支援センター（仮称）の設置、多様な就労支援や生活支援事業など生活困窮者支援のモデル事業を実施

(2) 就労支援

(生活保護受給者等就職実現プロジェクト（仮称）の創設) 【50億円】

○ 生活保護受給者やボーダー層など、生活困窮者を広く対象に、自治体とハローワークが一体となった就労支援体制を全国的に整備し、早期支援を徹底するなど、就労支援を抜本的に強化

(3) 居住確保支援

(生活保護受給者への居住支援) 【5.6億円】

- 生活保護受給者の地域での自立した生活を支援するため、民間団体などを活用して生活の見守りを行い、併せて居住支援の一環として代理納付（自治体が受給者に代わり家賃を納付する形での現物給付の仕組み）を積極的に促進することで、住まいの選択肢を拡大

(4) 子ども・若者支援

(地域若者サポートステーション(「サポステ」)と学校の連携推進) 【16億円】

- サポステと学校の連携体制を構築し、新たに在学生に対するアウトリーチ（訪問支援）を実施。また、切れ目のない支援を行えるよう、サポステと学校などが中退者情報を共有し、中退者の支援を強化

(介護福祉士等修学資金貸付の充実) 【8.3億円】

- 生活保護世帯の子どもが高校卒業後に介護福祉士養成施設などに就学を希望する場合に、授業料などの修学資金に加えて、生活費の一部を貸付け、生活保護世帯の子どもの自立と生活の安定につながる資格の取得を支援

(ひきこもりの人やその家族への支援) 【7億円】

- ひきこもりの人やその家族に対するきめ細かで継続的な相談支援や早期の把握が可能となるよう、「ひきこもりサポーター」を養成し、市町村によるひきこもりサポーター派遣事業を実施

<IV 年金 >

(持続可能で安心できる年金制度の運営) 【10兆7,525億円】

- 消費税引上げ分を償還財源とするつなぎ公債（年金特例公債）の発行により確保される財源を活用して、基礎年金国庫負担割合2分の1を維持

(年金記録に関する紙台帳とコンピュータ記録との突合せの促進)【452億円】

- 被保険者の方々について、紙台帳などとコンピュータ上の年金記録の突合せを全件行うとともに、平成24年度中に突合せを終える年金受給者の方々を含め、その結果について必要なお知らせなどを推進

(厚生年金保険や国民年金の適用・保険料収納対策の取組強化)【37億円】

- 年金制度の安定的な運営と負担の公平を確保するため、厚生年金保険の未適用事業所の加入促進対策や、国民年金の保険料納付率を向上させる対策の取組を強化

※ 過去の年金国庫負担繰り延べの返済、年金保険料の事務費への充当の解消については、予算編成過程で検討

～ どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・ 介護サービスが受けられる社会の実現 ～

< I 医療イノベーション >

<医療イノベーション5か年戦略の着実な推進> 【特別重点】 【411億円】

「医療イノベーション5か年戦略」（H24.6.6医療イノベーション会議決定）に基づき、国民が安心して利用できる最新の医療環境を整備するとともに、日本発の革新的医薬品・医療機器や再生医療製品などを世界に先駆けて開発し、医療関連市場の活性化と我が国の経済成長を実現し、積極的に海外市場へ展開するため、次の取組を推進

（1）革新的医薬品・医療機器の創出 【341億円】

（創薬支援ネットワークの構築） 【41億円】

- アカデミアなどの優れた基礎研究の成果を確実に医薬品の実用化につなげるため、医薬基盤研究所が中心となって本部機能を担い、理研、産総研や大学などの創薬関係機関で構成する「創薬支援ネットワーク」を構築

（重点領域の創薬研究開発の推進） 【139億円】

- 「医療イノベーション5か年戦略」に定められた8つの重点領域の有望シーズの実用化支援、治験への導出を推進

※ 8つの重点領域：①がん ②難病・希少疾病 ③肝炎 ④感染症 ⑤糖尿病 ⑥脳心血管系疾患
⑦精神・神経疾患 ⑧小児の先天性疾患など

※ 例えば、がんや難病については以下の取組を実施

（がん）

- ・ 難治性がんを含む希少がんを中心に、がんペプチドワクチンなどの創薬研究に関し、適応拡大も含め、国際水準の非臨床試験や医師主導治験を強力に推進
- ・ 早期診断を可能とする革新的な診断方法の実用化研究を推進
- ・ がん治療薬について、審査員と研究者が一体となり実用化を推進するとともに、最先端の技術の有効性と安全性を評価するためのガイドラインを整備

（難病）

- ・ 難病・希少疾病に対する医薬品・医療機器開発のための臨床研究・医師主導治験等を推進
- ・ 再生医療の実用化に向けた研究や患者由来のiPS細胞を用いた難病・希少疾病の原因解析や

創薬等に関する研究などを推進

- ・難病患者の全遺伝子の解析を進め、原因究明や新たな治療法の開発につなげる研究を推進

(臨床研究・治験環境の整備)

【104億円】

① 臨床研究中核病院の整備

【61億円】

臨床研究中核病院を新たに7箇所整備し、難病、小児疾患などの医師主導治験とネットワーク構築を重点的に推進するとともに、既存の臨床研究中核病院について、がん・再生医療などの分野で質の高い臨床研究を実施する基盤として中心的役割を果たすよう体制を強化

② 橋渡し研究などの推進

【43億円】

国立高度専門医療研究センター（ナショナルセンター）の機能を活用し、産官学の連携、海外との連携による共同研究、研究所と病院の連携による橋渡し研究（トランスレーショナルリサーチ）などを推進

(審査の合理化・迅速化・質の向上と安全対策の強化など)

【57億円】

- 革新的医薬品、医療機器、再生医療製品を創出するため、以下の取組を推進
 - ・医薬品医療機器総合機構（PMDA）で、開発に見通しを与え迅速な実用化を促進するための薬事戦略相談の拡充、最先端の技術の有効性と安全性を評価するためのガイドライン作成などの推進
 - ・PMDAで、中小・ベンチャー企業などに対する相談・承認申請手数料の軽減を実施
 - ・医療機器・再生医療製品の特性を踏まえた薬事法などの制度改正、諸外国との連携を推進
- 市販後安全対策を充実するため、電子カルテなどの医療情報の安全対策への利活用を推進
- 審査の迅速化と市販後安全対策を充実するため、PMDAの体制を強化

(イノベーションの適切な評価)

【1億円】

- 疾患毎の費用などを算出するためのデータベースや海外での費用対効果の評価事例を収集したデータベースを整備し、個別の医療技術の費用対効果の評価やその評価手法などの検討を効果的に推進

(2) 世界最先端の医療の実現

【69億円】

(再生医療の推進)

【37億円】

- 再生医療の実用化に向け、以下の取組を推進
 - ・ 臨床研究情報ネットワーク基盤やヒト幹細胞の長期保存体制を構築し、臨床研究体制の基盤を整備
 - ・ ヒト幹細胞の腫瘍化リスクなどに対する安全性の確保、機能不全となった組織・臓器の個別治療法の技術開発やiPS細胞などを用いた創薬の基盤となる技術開発に関する個別研究を支援
- 再生医療製品の審査の迅速化を図り、実用化を推進するため、PMDAの審査員と研究者が一体となり、最先端の技術の有効性と安全性を評価するためのガイドラインを策定するとともに、市販後安全対策を充実するため、再生医療製品を使用した患者の登録システムを構築

(個別化医療(※)の推進)

【32億円】

※ 個別化医療：患者一人ひとりの体質や病態にあった有効かつ副作用の少ない治療法、(オーダーメイド医療) や予防法(個別化予防)

- ① 個別化医療推進のためのインフラ整備と研究の推進 【27億円】
国立高度専門医療研究センター(ナショナルセンター)で、病態の解明や新たな診断・治療法開発のため、受診患者からバイオリソースや診療情報などを効果的・効率的に収集し、データベース(バイオバンク)として整備するとともに、個別化医療の実現に向けた研究開発を推進
- ② 個別化医療に資する医薬品開発の推進 【5億円】
治療薬の効果や副作用を予測し投与が適切な患者を選定することを目的とした検査薬の開発を推進。特に新薬については、当該検査薬との同時開発・同時審査を推進

<II 安心で質の高い医療・介護サービスの安定的な提供等>

1. 地域医療の強化のための緊急対策 【特別重点】

【105億円】

「社会保障・税一体改革大綱」(H24.2.17閣議決定)に基づき、どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会の実現に向け、地域全体にわたって切れ目なく必要な医療を確保するため、特に緊急の対応が求められる次の取組を推進

(1) 在宅医療の充実強化

【23億円】

(病状急変時の対応などを強化した在宅医療連携体制の推進)

【20億円】

- 病状が急変した人やNICU退院後のお子さんなどに対し、多職種が一体となって医療・介護を提供する体制の確保など、市町村などが中心となって在宅医療・介護の関係機関間の連携を推進

(小児在宅医療患者の相談支援体制の整備)

【1.1億円】

- 小児在宅患者の保護者の在宅療養への不安感を解消するため、小児在宅患者の症状などに応じて療養上の助言やかかりつけ医との調整などを行うための相談支援体制を整備

(薬局を活用した薬物療法提供体制の強化)

【2億円】

- 誰もが安心して抗がん剤や麻薬など、使い方の難しい薬を用いた治療や適切な服薬指導などを在宅で受けられるよう、薬剤師がチーム医療の一員として、訪問や相談、情報提供をスムーズに行うための体制を整備するなど、地域での適切な薬物療法を推進

(2) へき地や救急医療でのアクセス強化

【82億円】

- へき地に居住する人を含めて医療を必要とする人が地域の医療資源を確実に利用できるよう、以下の取組を実施
 - ・ 無医地区などと近隣医療機関を巡回する「患者輸送車(艇)」の運行に必要な経費に対し財政支援を実施
 - ・ ドクターヘリの運航に必要な経費や格納庫などの整備について財政支援を実施するとともに、ドクターヘリ事業従事者の研修を実施また、災害時の患者搬送体制を確保するため、災害拠点病院のヘリポート整備について財政支援を実施

2. 認知症施策推進5か年計画の着実な実施【特別重点】

【37億円】

今後、対象者の増加が見込まれる認知症高齢者施策について、全国の自治体で認知症の人とその家族の支援体制を緊急かつ計画的に整備するため、次の取組を推進

(認知症ケアパスの作成・普及)

- 認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう、市町村で、地域の実情に応じて、その地域ごとの認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れ）の作成・普及を促進

(認知症の早期診断・早期対応の体制整備（初期集中支援チームの設置など）)

- 認知症の人とその家族に対する早期診断や早期対応を行うため、看護職員、作業療法士などの専門家からなる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターなどに配置。また、いわゆる「身近型認知症疾患医療センター」の機能について、認知症サポート医の活動状況なども含めた調査を行い検証を実施

(地域での生活を支える医療・介護サービスの構築)

- 医療・介護サービス従事者の認知症対応力の向上とその活用を図るため、以下の取組を推進
 - ・ 一般病院や介護保険施設などの職員に対して行動・心理症状などで対応困難な事例に関するアドバイスや研修を実施
 - ・ 「グループホーム」「小規模多機能型居宅介護」の事業所などが、在宅で生活する認知症の人やその家族への相談や支援を実施

(地域での日常生活・家族の支援の強化)

- 認知症の人の地域での日常生活とその家族への支援を行う以下のような市町村の取組を支援
 - ・ 認知症地域支援推進員を配置し、各種サービスのネットワークの構築による効果的な支援の実施
 - ・ 高齢者の虐待防止のための対応マニュアルの作成やネットワークの構築の推進
 - ・ 市民後見人の育成や、地域での市民後見活動の仕組みづくり
 - ・ 認知症に関する知識の習得や情報交換を行う「家族教室」や誰もが参加し集う場である「認知症カフェ」などでの認知症の人とその家族の支援

(医療・介護サービスを担う人材の育成)

- 市町村で認知症ケアに携わる医療、介護従事者の双方が共通して理解しておくべき基礎的知識に関する研修など、認知症ケアに携わる多職種の協働研修などを実施

(地域ケア会議の開催支援)

- 医療、介護の専門家など多職種が協働してケア方針を検討し、高齢者の自立支援、認知症の人の地域支援などを推進する「地域ケア会議」の普及・定着を促進

3. がんに対する質の高い医療提供体制の構築【特別重点】 【129億円】

「がん対策推進基本計画」(閣議決定、H24.6改定)に基づき、がんに対する質の高い医療提供体制を構築し、がんによる死亡率を減少させるため、特に対策の充実に必要な次の取組を推進

(がんの早期発見)

【116億円】

- 死亡率が上昇している女性特有のがんの早期発見のため、子宮頸がん検診について、細胞診に加えて新たにHPV検診を30代の女性に実施するなど、特に罹患率の高い年代の女性の乳がん・子宮頸がん検診を重点的に実施

(がんと診断された時からの緩和ケアの推進)

【8.2億円】

- がんと診断された時から切れ目のない緩和ケアが提供されるよう、以下の取組を実施
 - ・がん診療連携拠点病院などでがん性疼痛緩和に係る相談支援などを実施
 - ・重度のがん性疾患が発症した場合に緊急かつ徹底した治療を実施するための病床の確保などを行う緩和ケアセンターの整備

(がん患者などの治療と職業生活の両立)

【5.1億円】

- 就労継続を希望するがん患者などに対し、がん診療連携拠点病院などの相談窓口で社労士や産業カウンセラーなどを配置し、「治療と職業生活の両立」に関する各種相談や適切な情報提供を行うとともに、就労支援機関などとの連携を強化

4. 安全で安心できる水道水の供給に向けた高度浄水処理の推進【重点】【30億円】

- 有機化学物質や病原性原虫などによる水質汚染への対処の必要性が高まる中、平成24年5月に利根川水系でホルムアルデヒドによる水質汚染事故も発生したことから、同様の水質汚染事故の未然防止などを図るため、緊急的に市町村での高度浄水施設の整備を推進

5. 違法ドラッグ対策の強化 【2.5億円】

- 社会問題化している違法ドラッグの乱用を食い止めるため、指定薬物や麻薬に指定されていない新たな化学物質の指定の迅速化、類似の化学物質を包括的に指定する仕組みを見据えた分析体制の充実強化、乱用防止のための情報の収集・提供や啓発などの取組を強化

6. カネミ油症患者に対する新たな総合的な支援策の実施 【6.3億円】

- ダイオキシン類の直接の経口摂取による健康被害という特殊性から、油症患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金（一人当たり19万円）を支給するとともに、研究・検診・相談事業を推進

<III 障害者施策>

（障害者の日常生活・社会生活支援のための体制の整備～障害者の「居場所」と「出番」のある「全員参加型」の共生社会の実現～）【重点】 【120億円】

「障害者総合支援法」の理念に基づき、障害者等が当たり前に地域で暮らし、社会参加できる共生社会の実現に向け、障害者等の住まい（「居場所」）と社会参加の機会（「出番」）を確保するため、以下の取組を推進

① 住まいの確保（「居場所」）

グループホームなどの「住まいの場」の整備促進、発達障害を含む障害児に対する身近な地域での支援を強化する拠点となる児童発達支援センターの整備促進や、小規模グループによる療育ケアの推進

②社会参加の機会の確保（「出番」）

障害者の社会参加を支援するため、意思疎通支援を行う人材や意思決定支援を行う後見業務を適正に担うことができる人材など、障害者の地域生活の支援を担うことができる人材の育成・活用などを実施